

種別/年度	明治四十三年		同四十四年		大正元年		同二年		同三年		同四年	
	組員數	組員數	組員數	組員數	組員數	組員數	組員數	組員數	組員數	組員數	組員數	組員數
固 有 資 金	三一〇	三四五	四四二	五〇一	五〇六	五一三						
拂込濟出資金	六、六七五 ^円	七、一九五 ^円	六、〇八五 ^円	九、五八五 ^円	九、七四〇 ^円	九、七六五 ^円						
準 備 金	八五〇	一、三三七	三、六三八	五、四三八	七、四八八	九、六九七						
特 別 積 立 金	三五七	一、〇四三	一、〇四三	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇						
合 計	七、八八二	九、五七五	一三、七六六	一六、一二三	一八、三二八	二〇、五二六						
事 業 計												
貸 付 債 還 付	九、三六八	二二、七六五	二二、七一二	二五、六五八	二五、五四一	三八、九九七						
受 入	五、九三七	一八、八一九	一八、三八〇	一九、六四二	二〇、二一三	二九、五〇四						
拂 戻	九、一四三	一三、〇八九	一八、四二一	二四、四三七	二九、七六六	三九、二五八						
貯 金 年 度 末	二、〇八四	二、七六〇	四、一五三	三、九七一	五、四三八	一、二〇二七						
年 度 初 末	一、四〇九	一、六四九	二、九四四	二、五七五	六、七六一	一〇、七八八						
購 買 額	一、六二一	二、七三二	三、九四一	五、三三八	一四、〇一四	一五、二五三						
剩 餘 金	九四八	一、〇九三	一、四六六	一、九三〇	二、三二一	二、七四三						

貸借對照表 (大正四年度末)

貸 付 金	出 資 金
三九、二五八 ^円 ・八三八	九、七六五 ^円 ・〇〇〇
一〇〇、〇〇〇	一五、二五二・九七八
一〇一、七〇五	九、六九七・二八七
一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
一五、〇〇〇	三、三二四・二〇〇
二、三四六・六二五	二五、〇〇〇
	一五、一七七
	二、七四二・七〇三
合 計	四一、九二二・三四五

有限責任大井信用購買販賣生産組合

山口縣 阿武郡 大井村
明治三十九年五月二十三日設立

組合所在地 本組合區域たる大井村は萩町を距る北三里、日本海に面せる小村なり。耕地田百九十八町歩、畑百九十三町歩、山林四百町歩。戸數五百四十一戸、人口三千三百三十八人、其中農業者六分五厘にして水産業者二分五厘、商工業者一分の割合とす。

山口縣 有限責任大井信用購買販賣生産組合

組合の設立 明治三十七八年戦役後村民の負擔額一層加はり、之が救済として産業組合を設立するの外他に良策なき状態は組合設立の動機となり、當時の村長久保田氏發起となり、明治三十九年五月本組合の設立許可を得るに至れり。

組合の經營 設立當時は時の組合長久保田氏の宅を事務所に當て、氏自ら諸般の事務を執り、或は既設組合の視察をなす等専心に當れり。然れども最初は役員の不馴と商人との競争の爲め經營頗る困難にして、初年度は購買品數種の取扱を爲すに過ぎざりしも、第二年度に四十六種に増加し、書記一名を任用し、第四年度には信用販賣事業を加へ第五年度には事務所の建築を了し、事業の發展に努めり。

▲貸付 普通貸付は一ケ年以内とし、特別の場合は二ケ年以内とせり。利率は年八分五厘乃至一割二分にして、用途は肥料資金を主とし土地牛馬及生産用器具機械の購入、耕地整理排水工事等其他農工商水産業に要する資金なり。貸付は對人信用を主とし、事情止むを得ざるもの又は事業の性質に依り十五ケ年以内の年賦償還貸付をなす。

▲貯金 貯金は普通、定期、當座、盟約、肥料、約束貯金の六種にして、利率は百圓に付日歩一錢二厘最高年七分にして其性質に依り夫々區別す。盟約貯金は規定に依り各戸に貯金箱を配布し、役員出張して集金す。肥料貯金は組合の加工せし肥料を引取りたる者に對し貯金券を交附し、之を貯金せしむる方法にして、約束貯金は一ケ年四回に一定金額を貯金し十ケ年後支拂ふ。更に大正四年度より御大典紀念事

業の一として据置貯金を實行するに至れり。

肥料貯金規定

第一條 組合の配合せし肥料を購入したる組合員には貯金券を交付す

第二條 貯金券は肥料代金支拂のまき之れを交附するものとす

第三條 貯金券を交附すべき肥料引取後一ケ年以内で代金の支拂なき時は貯金券の交附をなさず

第四條 貯金券は貯金簿紙に貼付を終りたる時は組合に持参せらるべし組合は之れを引換に通帳を交付し利子を附するものとす

第五條 肥料貯金は不時の災害又は一家浮沈の場合を除く外は拂戻をなさず

▲購買 購買事業は産業及生計用品の殆んど全部を取扱ひ、本組合購買部の加工は米麥の精白並に肥料の配合にして、大正二年度末より肥料の加工をなし廉價に供給す。

▲販賣 販賣事業開始當時より米及薪炭の販賣を試みたるも、地方取引の價格と萩町市場の價格と大差なきを以て之れを中止し、専ら繭の販賣を實行し來れり。然るに近來米麥價は益々下落し、本郡の如きは其價格縣下にて最下位なれば加工若しくは移出の途を講ずるの必要を感じ、本年七月下關市に移出競賣を行ひたるに、意外に好成绩にて一俵に付約五十錢の利益を得たれば引續き之を實行し居れり。將來生産部完備するに至れば加工して之れが販賣を行ふ計畫なりと。

▲生産 生産事業は大正二年度より開始し、石油發動機一臺を購入し、之れに移動車を附し、組合員の宅に挽き行き糶摺をなす。一日十時間に玄米六十俵の糶摺をなす功程なり。大正三年度更に一臺を購入し使用に便せり。糶摺使用後は米麥の精白に使用する事とし、又二臼立の精穀機二臺を据付け組合

員自家用の米麥を精白となし、其他大豆粕粉砕器、稻麥粃器、折糞器、噴霧器等を購入して貸與し、農家經濟に多大の利便を與へつゝあり。

組合員の訓育 吊慰規定を設けて共同相助の念を深からしめ、或は表彰規定を設けて組合員を導き、總會其他組合員集合の時は名士を招聘し講話をなし居れり。

組合の効果 低利資金運用の結果産業上の施設並に諸種の事業を成せり。其の成績次の如し。

- イ、溜池の新設及改築 三ヶ所
- ハ、牛馬購入 二十四頭
- ホ、漁船及運送船購入 二十二艘
- ト、石灰製造所設置 二ヶ所
- リ、堰及用水路の改修 二ヶ所
- ロ、農作道路の改築 千六百四十五間
- ニ、土地開墾 四段五畝二歩
- ヘ、漁網及附屬船購入 十八人
- チ、耕地排水工事 三ヶ所
- ク、魚市場の設置 一ヶ所

組合員の富力増進し、土地の買戻又は新に購入せる者二十四名にして、其の面積耕地山林合計二町八反九畝二十三歩に達す。又肥料の供給十分なるため一割乃至一割五分の増収を見、漁業も新式漁器を使用せるため相當の利益を収め、一般に組合員の貯金額増加し、徳義心を高むるに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別 / 年度	明治四十三年	同 四十四年	大正元年	同 二年	同 三年	同 四年
組合員數	一八四 _人	二一九 _人	二六五 _人	二九四 _人	三一〇 _人	三四二 _人

種 目	貸 借		種 目	貸 借	
	方 金 額	方 金 額		方 金 額	方 金 額
固 有 資 金					
拂込濟出資金	一、〇六八 _円	一、四〇九 _円	一、七五四 _円	二、〇二六 _円	二、二六三 _円
準 備 金	一一四	一七三	四八七	一、四八〇	一、四七九
特 別 積 立 金	三七	五六	一〇四	二三五	三七一
合 計	一、二一九	一、六三八	二、三四五	三、二二四	四、一三三
事 業					
貸 付					
貸 付 債 還 付	六、二一六	一七、〇三八	二五、四八六	一八、八〇七	八、〇八一
貸 付 債 還 付	二、三三八	一〇、七三〇	一六、四五九	一八、七二四	七、五六九
貸 付 債 還 付	三、八七七	一〇、一八六	一九、二二三	一九、二九六	一九、八〇八
受 入	一一、二八一	四六、四九七	六五、四六四	七七、七三八	六九、〇七一
貯 金					
貯 金 拂 戻	六、三〇七	三七、二四〇	五八、三三一	七七、〇〇一	六九、〇一〇
貯 金 拂 戻	四、九七三	一四、三五六	二一、四八九	二二、二二六	二二、二八七
販 賣 額	四七八	七七〇	一、三二六	一、五六四	一、八二九
販 賣 額	六、三三二	七、〇八六	九、六九六	一三、五五九	一四、六七二
購 買 額	—	—	—	—	—
購 買 額	—	—	—	—	—
使用料(生産)	—	—	—	—	—
使用料(生産)	—	—	—	—	—
利 餘 金	一三一	五二一	八二七	一、〇八〇	六七六
利 餘 金	—	—	—	—	—

貸借對照表 (大正三年度末)

山口縣 有限責任大井信用購買販賣生産組合

拂込未済出資金	九二五・一〇四	出資金	二、九四〇・〇〇〇
貸付金	一九、二九五・六四六	借入金	三、〇〇〇・〇〇〇
預金	五七六・〇六三	準備金	九五三・五三二
土地建物	一、四五四・二六六	積立金	二四五・〇一七
什器	六、四〇三・三七〇	貯金	二二、二二五・七〇九
賣却品未拂	四、八八九・八二一	未拂購入品	一、二七一・四一一
未收利息	九五四・一二六	貯金未拂利息	九五一・四八五
債券	二、二〇〇・〇〇〇	未拂展出資金	一〇・七四五
現在物品	一、二九二・一四七	未拂配當金	一七、二五九
現金	三五七・九六八	利息餘金	一、〇八〇・四一七
合計	三二、五八五・四七五	合計	三二、五八五・四七五

有限責任八坂信用購買販賣組合

山口縣 佐波郡 八坂村

明治四十二年一月十五日設立

組合所在地 本組合の區域は八坂村の内大字船路引谷八坂の三字とす。本村は佐波郡の北部に位し戸

數五百十戸を有する農村にして、雜業者及商工業者は僅に數十戸に過ぎず。

組合の設立 本村は交通不便の地にして、従て物價も比較的高く經濟状態頗る不良にして、加ふるに明治三十七八年頃よりは一般不景氣の爲め一層の衰退を來し、金利は益々昂騰し、資金の融通を受くるに途なく、小産者は衰頹し貧富の懸隔漸く甚しかりき。依て當村の有志は之が救済を期圖し、明治四十二年一月當組合を設立せり。

▲貸付 貸付利率は年一割二分以下とし、日歩計算のものは百圓に付三錢五厘以下とす。無擔保貸付を主とするも、有擔保なる場合は信用程度以上の貸付をなし、又は當座貸越契約をもなす。土地買入開墾、耕地整理、造林業其他の産業的設備經營及之れに因りて生じたる舊債の償還に對しては、二十年以内の年賦償還貸付を行ふ。

▲貯金 貯金の種類は定期、當座、特別貯金の三種とし、利率は年一割以下に定む。特別貯金は零細の資金を貯蓄せしむるものにして、一回五錢以上を取扱ひ何時たりとも受入拂戻に應ず。尙貯金券(註参照)を使用して貯金の獎勵を力めつゝあり。

註 貯金券は壹錢、五錢、十錢の三種とし、一枚毎に必ず其券面金額と同額以上の現金を添付せざれば効力を生ぜざるものとす。例令五錢券を用ゆる時は、別に現金五錢以上を添へ拾錢以上の貯金をなすが如く、半強制的に貯金の實行を計るものにして、各種購買品に添付して代價の割引的作用をなすを始め、一定種類の支拂金、謝禮、賞與、寄贈及び學童の作物病虫害の驅除豫防出席歩合學業成績組合業務補助の賞與等にも使用せられ、組合員間に於ても亦于闔益、年末年始其他の贈答品に使用する者尠からず。要するに貯金獎勵

山口縣 有限責任八坂信用購買販賣組合

上諸種の利便と、多大の趣味と効果とを得つゝあり。

▲購買販賣 購買物品は産業用品としては、肥料、種苗、蠶種、農具等にして、生計用品としては食鹽酒類、醬油、砂糖油類等を取扱ふ。就中大嶺石灰は最も多く取扱ひ、品質佳良比較的廉價なれば之等の普及に努めつゝあるも、尙他製品の競争的販賣ありて全般に及ぶ能はず。而して大部分は代金の支拂延期を認容し組合員の便宜を圖りつゝあり。尙販賣事業は本年もまた之を行はず。

組合員の訓育 役員は組合員に對して道徳を鼓吹し、大に道義心の涵養、品性の陶冶に努むるの目的を以て、談話會を開催し、且つ近時は組合報を發行し通俗的記事を以て訓育に資し居れり。
組合の効果 組合員にして他村に流出せる田畑を買戻し、或は新に土地を購入する者多く、又地主と小作人との感情も融和し、富者も餘財は漸次組合に貯蓄するに至れり。産業用品の廉價販賣は組合員を利し、納税成績も亦良好となれり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四十三年	同 四十四年	大正元年	同 二年	同 三年	同 四年
組合員數	二四六	二六三	三三四	三五〇	三九五	四四二
固有資金	七六六	一、一八七	二、〇一九	二、四六五	二、七五〇	三、〇〇〇
拂込濟出資金	九〇	六四四	一、六七〇	三、八四七	六、〇五八	七、五〇〇
準備金						

特別積立金	一〇	一〇〇	二五七	三八〇	六〇七	一、一六七
合計	八六六	一、九三一	三、九四六	六、六九二	九、四一五	一一、六六七
貸付	一四、五七八	二九、三二二	二四、六四三	四八、九四八	四〇、七八八	四六、三四〇
貸付還	七、二九七	二二、五四二	一七、九一八	三八、九七九	三四、四一〇	三八、一四四
貸付年度末	一、六一五	一七、三九五	二四、一一〇	三四、〇八九	四〇、四六七	四八、六六三
受入	二四、五一五	四三、九七七	三二、九六二	五五、三四二	六二、八〇一	五八、三〇九
拂戻	一九、一五八	三七、〇〇九	二七、一六六	四六、一〇八	五九、六三一	五五、三〇三
貯金年度末	一一、二八二	一八、二五〇	二四、〇四六	三三、二八〇	三六、四五〇	三九、四五六
購買						
賣金						
剩餘金	二〇七	七四九	一、四六二	二、〇八〇	二、〇六二	二、一八三

貸借對照表 (大正四年度末)

貸方	金額	借方	金額
種目		種目	
縣聯合會出資金	四〇、〇〇〇	出資金	三、〇〇〇
郡聯合會出資金	一〇〇、〇〇〇	貯蓄金	三九、四五五
貸付金	二六、一九五	入金	四、〇〇〇
當座貸越金	一七、二六四	備金	六、〇五八
山口縣 有限責任八阪信用購買販賣組合	四二〇		
			一八三

年賦償還貸付金	五、二〇一・七六〇	特別積立金	一八四
預ケ金	四、五四〇・〇〇〇	本年度剩餘金	六〇七・〇〇〇
振替貯金	五三・二六〇		二、一八三・五四〇
證券	五八〇・五〇〇		
土地	三五五・〇〇〇		
建物	二〇五・〇〇〇		
什器	二五五・三〇〇		
購買品	九〇・八一〇		
現金	四二二・四七〇		
合計	五五、三〇三・九八〇	合計	五五、三〇三・九八〇

無限責任彦島村信用組合

山口縣豊浦郡彦島村大字彦島
 明治四十五年五月七日設立

組合所在地 本組合は彦島村全村を區域とす。彦島村は馬關海峡の咽喉を扼し四小島より成る。住民の多くは農又は漁業を營み、耕地は田百卅四町歩、畑二百十二町歩、宅地十萬六千餘坪、山林三百二十

六町歩。戸數千四百三十八戸、人口七千三百六十五人あり。農産物は薑を最とし甘藷之れに次ぐ、水産は鰺を主とし、工業製品は瓦を第一とし、石灰の産出亦少からず。

組合の設立 明治三十六年漁業法發布當時に海士郷外四ヶ所に漁業組合を設立せるも、漁場に關し紛議常に絶えざりしが、村長植田及現組合長富田の兩氏の熱誠なる盡力により從來の感情を一掃し、一同解散を決議し、更に合同して明治四十二年六月全村一體の漁業組合を設立し、同時に漁村維持策として且は斯業の發展に資する目的にて信用組合設立の議を決し、前記漁業組合を基礎とし、富田氏外十四名發起人となり同年五月認可を得、更に組合員を勧誘して同年六月二百七十九名の同意を得、第一回出資拂込を了し同年七月七日登記を了するに至れり。

組合の經營 組合事務所を最も便利の地に之を置き、組合長事務を擔當し、最初は書記一名なりしも組合員の増加と事業の發展せるを以て現今は二名の書記を雇備して執務せしむ。役員は毎月協議會を開き併せて事務の監督をなし、信用評定は一月及七月を期して之を爲す。又村内を十一部に分ち、各部に協議委員一名宛を置き、組合事業に關する一切の事を掌理せしめ居れり。

▲貸付 貸付利率は年一割二分以下、日歩勘定にありては百圓に付き四錢以下に定む。抵當權設定の貸付は年八分五厘にして、約定期間内に償還せる者は歩戻規定に依り五厘の利子歩戻を爲し、之を御即位記念貯金に預入せしむ。貸付用途は土地漁船漁網の購入、商品仕入、舊債償還資金等なり。貸付は

可成貯金を流用し、借入の申込ある時は其金額用途其他必要事項を調査し、組合にて製作せる一定の證書に記入せしむ、而して信用貸付は一ケ年以内とす。

▲貯金 貯金を分ちて定期、普通、規約、永貯蓄、御即位記念貯金の五種とす。利率は定期貯金は一ケ年以上は六分五厘、六ヶ月以上は六分、普通貯金は百圓に付日歩一錢二厘、規約、永貯蓄、御即位記念貯金の三種は日歩一錢五厘にして御即位記念貯金、永貯蓄貯金を毎月十錢以上一ケ年を通じ貯蓄せるものに對しては十錢の獎勵金を交附す。出席獎勵規程並に貯金獎勵規程に依る獎勵金及び配當金は全部御即位記念貯金に之を入る。

組合員の訓育 組合員の訓育を圖らんがため組合員の心得並に貯金のすゝめ等の印刷物を配布し、毎年總會等には名士を聘して有益の講演を乞ひ、組合の精神を知得せしむるに共に智識の啓發に努め、貯金獎勵規程を設け獎勵金を交付し、表彰規程を設けて善行を表彰し、出席獎勵規程を設けて出席を獎勵し、吊慰救濟規程を設けて組合員を吊慰救濟し、家政整理規程を設けて組合員の家政を整理し、成俗會規約を設け窮民の救濟貧民兒童の就學及び人材を養成する爲め學資貸與、優良兒童の表彰、高齢者を慰安する等夫々實行しつゝあり。

組合の効果 組合員の大部分は漁業者にして、年二割四分乃至三割の高利の資金を運轉せしかば、組合は之が救濟の目的にて農工銀行より五千圓を借り入れ此資金を以て、舊債整理を斷行せしめたる結果、

經濟態良好となり、漁業者の大部分は漁船を大形に改造し、漁網も亦改良するに至り、小産者は減少し中産者益々増加するに至れり。納税の成績も佳良にして一の滞納者なきに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四十三年	同 四十四年	大正元年	同 二年	同 三年	同 四年
組合員數	二九一人	三五四人	三七六人	三八六人	四二二人	五二三人
固有資金						
拂込濟出資金	二,四二六円		三,七八〇円	三,八四〇円	三,九六五円	四,六七一円
準備金	四九		二,五六四	四,〇一六	五,九六〇	七,七七七
特別積立金					二八六	七,二七三
合計	二,四七四	五,二一九	六,三四四	七,八五六	一〇,二一一	一四,九四〇
事業						
貸付	一九,八三七	三三,六五七	五五,二二三	六〇,五〇五	六八,一八〇	六六,六六七
償還	一七,二九七	二三,三八七	三二,四四四	四九,九三四	五〇,三七〇	六〇,三二八
貸付年度末	一八,八〇七	二九,〇七七	五一,八五五	六二,四二六	七九,八七六	八六,二一五
受入年度末	二四,六六四	三七,一四四	六一,三〇〇	四七,九九二	八一,八一八	一一〇,六〇七
拂入年度末	二一,二八九	三二,二六五	五〇,五六六	五二,四七六	七八,一三四	八八,八五〇
貯金						
年度末	一一,九〇七	一七,七八六	二八,五二〇	二四,〇三五	二七,七一九	四九,四七七
利餘金	一,一八二	一,一三〇	一,八〇〇	二,四五二	三,三二八	三,二一七

山口縣 無限責任彦島村信用組合

貸借対照表 (大正四年度末)

貸		借	
種目	金額	種目	金額
未拂込出資金	二四、〇〇〇	出資金	四、九五六、〇〇〇
聯合會出資金	二〇、〇〇〇	貯金	四九、四七七、一六〇
貸付金	八六、二二四、五〇〇	借入金	二九、八一七、五一〇
什器	三二、二五〇	未拂利息	七六五、一七〇
未収入利息	一、三一七、九二〇	準備金	七、七四六、五〇〇
預金	八、三五一、六七〇	特別積立金	二、五二二、八四四
現金	一、九九二、〇〇六	本年度剩餘金	三、二一七、一六二
合計	九八、二四一、三四六	合計	九八、二四一、三四六

一八八

有限責任出塔柏原信用購買組合

和歌山縣伊都郡山田村

明治三十八年十月六日設立

組合所在地

山田村は伊都郡の主腦地たる橋本町を去る約一里、現在戸數八十六戸、人口四百四十餘

人、耕地面積四十六町六反、畑八反九畝、山林百二十八町。住民の九割は農業者にして、他は農又は農兼業者たり。

組合の設立 輓近農家の經濟困憊に陥り負債嵩みたる爲め其疲弊甚しかりき。三木氏は之を憂ひ専心組合の設立を唱導し勸誘に努めし結果、四十一名の同志を得て、明治三十八年十一月組合はなれり。

組合の經營 當初は産業組合の知識幼稚にして經驗に乏しく、經營方法に誤り易きを憂ひ、先づ購買事業を經營し、漸次組合員の組合精神の了解と共に事業の發展をなし、相當の効果を奏せしを以て、明治四十五年五月臨時總會の決議を経て定款を變更し、信用事業を兼營するに至れり。

▲出資 出資一口の金額を金十圓とし、出資第一回拂込は金一圓とす。其後は剩餘金より拂込に充つるの外、毎年一月各口に付き金三圓を拂込ましめ、大正三年を以て了せり。

▲貸付 貸付の申込あるときは用途其他所事項調査の上金額を定め、必要と認むる時は保證人又は擔保を徵せしむるも主として信用貸付の方針を採れり。用途は土地肥料購入、土地開墾、舊債償還、植樹資金にして貸付期限は一ケ年以内とし、利率は最高年一割八厘、最低年九歩、普通年九歩六厘とす。

▲貯金 貯金は毎月一人に付金二十錢以上を義務的に貯金せしめ、災害の外は之が拂戻をなさず、毎年組合員に配當すべき配當金は必ず貯金に振替へしむべく定款に規定せり。

▲購買 購買物品は主として食鹽、石油、肥料、蠶種等にして、店舗を設けず組合長宅に於て取扱

ひ、肥料の如きは組合員の申込を取纏め、組合長及理事等は共に阪神地方に出張し、各肥料商に付き調査の上直接購入の方針を採る。而して日用品は現金取引なりと雖も、肥料代金の如きものは六ヶ月間の延納を許し居れり。蠶種は岐阜縣に於て信用確實なる製造家に豫約し、良品を廉價に購入し、組合員の便益を圖れり。

組合員の訓育 毎年通常總會の外二三回は地方の休日を利用し、臨時組合員の總集會を開催し、戊申詔書の趣旨と組合精神とを説き、組合事業は素より道德心の向上を計ると共に、模範組合員表彰規定を設けて之を選奨し、又吊慰規程及救済規定を設けて組合員の災害を慰撫救済する等、常に組合の觀念を深からしめんことを期しつゝあり。

組合の効果 組合の普及と共に次第に經濟良好となり、不動産購入は殊に中産以下に多く、人心和合し村治上及公共的事業の上に少からざる好影響を與へ効果を收めたり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四十三年	同 四十四年	大正元年	同 二年	同 三年	同 四年
組合員數	六六人	六六人	六八人	七二人	七四人	七四人
固有資金	六六〇円	六六〇円	六八〇円	七二〇円	七四〇円	七四〇円
拂込濟出資金	六六〇円	六六〇円	六八〇円	七二〇円	七四〇円	七四〇円

準備金	貸付	貯金	購賣	剩餘	事業計	貸付	準備金
一二九	一七、四二七	受入	四、二〇二	九二	七八九	貸付	一一八
一八八	一四、二三二	度末	一、八四六	一一一	八四八	還付	三二〇
三二〇	五、一九五	度末	三、五〇五	一〇七	九九〇	貸付	四四三
四四三	七、四九二	度末	四、九〇九	一七九	一、一六二	貸付	六三七
六三七	五、六四六	度末	四、六一七	一一八	二、三三七	貸付	七九六
七九六	八、四四七	度末	五、二八九	二二三	二、四四九	貸付	一一五三六
一一五三六	四、七四二	度末	三、九四九	二二三	三、四二〇	貸付	
	一、〇二六	度末	一、八二一		二、四四六	貸付	
	四七八	度末	二、二四五		三、〇〇三	貸付	
	四七八	度末	一、九二〇		三、〇〇三	貸付	
	四七八	度末	四、四四		三、〇〇三	貸付	
	四七八	度末	四、四四		三、〇〇三	貸付	
	四七八	度末	四、四四		三、〇〇三	貸付	

貸借對照表 (大正四年度末)

貸借方	金額	借借方	金額
貸付金	一、九一九・九二五	出資金	七四〇・〇〇〇
預金	一八、四六〇	準備金	七九五・五四三
什器	三、〇〇〇	貯蓄金	二、二四五・二一六
取扱品殘高	七〇・五〇〇	加入豫約者貯金	三五・四五〇
和歌山縣 有限責任出塔柏原信用購買組合			一九一

物品貸賣代	一、〇七〇・九〇〇
未収入利息	二二・六五〇
債 券	七〇二・七〇〇
現 金	二六六・四九六
合 計	四、〇七五・九六三

購買物品代未拂金	三六・四〇〇
本年度利餘金	二二二・八七〇
合 計	四、〇七五・六三一

一九二

有限責任拓南信用購買組合

愛媛縣温泉郡素鷺村字新場所

明治四十一年十一月十六日設立

組合所在地 本組合は松山市の東南石手川の南堤に沿へる桑原及素鷺の兩村を區域とす。耕地反別田四百二十四町餘歩、畑地十九町歩を有し、地味一般に肥沃にして村民の八割は農業を營み、區域内戸數千二百二十七戸あり。米穀の年産額約一萬石に達し、麥類は其半を占む。山林の傾斜地には果樹を栽培し、其年産額三萬圓に達す。貧富の懸隔甚しからず、生活状態も一般に良好なり。素鷺村大字新場所は古來製紙業盛なりしも現今は其産額十萬圓に上らず。同村大字立花には本縣下久萬山の林産業を經營せる者

多く、其他商家七八十戸ありて相應の繁昌をなし取引稍々頻繁なり。

組合の設立 村内有志は明治四十一年信用購買組合設立の必要を感じ、前記素鷺桑原の兩村を區域とし、十二大字の賛同を得て同年十一月本組合を設立せり。

組合の經營 大正三年度より緊縮の方針を以て常に消極的經營せる爲めに大なる發展を見る能はざりき。他面に於て小農者の困憊甚しく組合員の悲運に陥れる者ありしも、組合は何等の障害なく事業を營み、前年度に比して劣らざる効果を收めたり。出張所を大字立花に置き組合の事務取扱は理事書記給仕各二名にて處理し、資金逼迫の際を慮り豫て理事十六名より提供せる(各一千圓餘の物件「土地」金一萬七千圓を利用し、取引銀行より隨時融通を仰ぎ遺憾なきを期しつゝあり。

▲貸 付 貸付利率は最高年一割四分四厘、最低九分八厘、普通年一割八厘。用途は肥料、土地、製紙原料、家畜等の購入資金、商品仕入及山林開墾費等にして、擔保の種類は土地、建物、商品、會社株券、預證書等なり。

▲貯 金 貯金の種類は一般銀行業者の營めるものを取扱ひ、別に先帝陛下を追慕し聖德紀念貯金を實行す。利率は最高年七分五厘最低五分一厘普通六分六厘とす。

▲購 買 購買物品は産業用品としては肥料、種子、農具、家畜、製紙原料等にして、生計用品としては反物、酒、鹽、油、紙、煙草、藥品等なり。前項取扱物品は理事に於て必要と認むるものより漸次

之れを行ひ、其都度事務所に掲示し組合員に通知す。理事は組合員の需要を調査し又は注文に應じ便宜購買し、賣却價額は市價を標準とす。

組合員の訓育 各部落巡回講話を爲し、徳義を説き、或は金一千圓を限り模範組合員十八人に對し、一ヶ年間無利息にて産業資金を貸付し、組合員訓育の一助とせり。

組合の效果 組合設立以來、商工業の小産者は資金の融通並に原料の低廉なる供給に依り、各職業上に利便を得、小農業者と共に貯金をなす者年々増加するに至れり。勤儉貯蓄の精神發達し、誠實質朴の風習を爲し、市街地に接續せる地方に殆んど通有性なる惡風の感染を見る事少く、各般の事極めて圓滿に行はるゝに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四十三年	同四十四年	大正元年	同二年	同三年	同四年
組合員數	四三五人	五一四人	五二八人	五二〇人	五〇七人	五〇五人
固有資金						
拂込済出資金	五、七六九 ^円	九、七二三 ^円	一一、九九一 ^円	一三、一二七 ^円	一三、七二〇 ^円	一三、七二〇 ^円
準備金	六二二	一一、〇〇〇	一、六〇〇	一、八〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇
事業合計	六、三八一	一〇、九一三	一二、五九一	一四、九二七	一五、九二〇	一五、九二〇

貸付	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付
年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
六〇、一九四	九二、四三七	八五、五五八	八三、六〇〇	八〇、九七六	六七、五四〇
四三、二二六	七七、四九一	八二、二一九	六六、五二五	七六、二二二	六六、三九九
二六、五八〇	四一、五二六	四四、八六六	六一、九四一	六六、六四九	六七、八三五
八七、七六八	一三八、三九八	一七〇、五〇七	一三九、六二二	一四七、七一一	一五五、一八七
七七、七三三	一三一、〇二二	一五七、二四〇	一四二、九一五	一四三、八五二	一四四、七二三
一六、一七二	二二、五四六	三六、八一三	三三、五二一	三七、三八二	四七、八四六
四、五五五	五、〇八九	八、八〇四	一〇、五一五	六、九三五	三、七四八
一、一七五	二、一七五	二、九一一	三、二四五	三、五八四	三、六六九

貸借對照表 (大正四年度末)

貸借對照表 (大正四年度末)		貸借對照表 (大正四年度末)	
貸借	貸借	貸借	貸借
種目	金額	種目	金額
貸付	六七、八三五 ^円	出資	一三、七二〇 ^円
預金	四、二〇〇 ^円	貯蓄	四七、八四六 ^円
公債	二二五、〇〇〇	借入	二、〇六一 ^円
信用組合聯合會出資金	二〇〇、〇〇〇	未拂配當金	七五、〇〇〇
同上特別	二、九一〇	假受	一三〇、八四〇
購買物品	四二九、一五〇	準備金	二〇、八四〇
什器	二四八、六七〇	前年度繰越金	七、五〇二 ^円
假拂	二二、七九七	本年度繰越金	二二九、七三六
現金	二、〇六一 ^円	本年度利餘金	三、六六九 ^円
合計	七五、二五五 ^円	合計	七五、二五五 ^円

愛媛縣 有限責任拓南信用購買組合

有限責任田村立田村信用組合

高知縣香美郡田村立田村

明治四十二年三月二日設立

組合所在地 本組合は田村及立田村の兩村を區域とす。田村立田村の兩村は各二百餘戸を有する農村にして、住民の多數は農業に従事し商工雜業者は殆んど數ふるに過ぎず。

組合の設立 明治二十二年町村制施行當時兩村間に紛擾生じ爾來相互の反目甚しく、其後又政派の爭加はり收拾すべからざるに至れり。明治三十七八年戰役に際會し、全國舉國一致事に當り、兩村の感情も亦多少融和するに至り、有志は茲に組合設立の交渉を開始し、先づ貯金組合を設け勤儉貯蓄の思想を養成し、次で成申詔書の發布を好機とし信用組合設置を決議し、明治四十二年三月設立許可を得たり。

組合の經營 本村農會の技手の中一人は常務理事となり、他の一人は事務員となり之れを補佐し、事務所を役場内に置き事業の經營に當る。

▲貸付 貸付は普通、年賦、當座貸付の三種とす。普通貸付は一ケ年を期限とし、其利子は六月及十二月の二期に納めしむ。年賦貸付は十ケ年以内を期限とす。當座貸付は期限九十日以下の場合に適用するものにして、其利子は日歩四錢とし期限の終りに納めしむ。貸付利率は六ヶ月以下百圓未満のもの

は九厘乃至一分とし、百圓以上は八厘乃至九厘とし、七ヶ月以上百圓未満のものは八厘乃至九厘、百圓以上は七厘乃至八厘とす。組合長は信用程度表に依り之れを貸付し、貸付最高額は三千圓なり。

▲貯金 普通、定期、當座、紀念貯金の四種とし、更に紀念貯金を分ちて教育、徴兵、結婚、養老の四種とす。普通貯金の利率は一ヶ月五厘、定期及紀念貯金は年六歩乃至七歩、當座貯金は日歩一錢二厘乃至一錢三厘とし、定期の外六月、十二月の兩度に利子を元金に組込む規定なり。定期貯金は六ヶ月以上据置を約し、若し期限内に拂戻さんとする時は日歩一錢三厘を以て計算す。

組合員の訓育 本組合は毎年總會を利用し講話會を開催し、組合員の智識の啓發に努め、或は組合員の訓育資料を配布し、或は小集會毎に福引蓄音機等諸般の娛樂を與へ、組合員の指導に努む。
組合の効果 勤儉貯蓄を奨励せる結果、經濟狀態漸次良好となり富力増進し、地方の金利を低落し、納税の滞納者を出すことなく、又耕地の改善行はれ生産物増加し、道徳を重じ隣保相助の精神の發達を見るに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四十三年	同四十四年	大正元年	同二年	同三年	同四年
組合員數	二二七人	二二七人	二二七人	二五九人	二五九人	二五九人
固有資金						

高知縣 有限責任田村立田村信用組合

貸借対照表 (大正四年度末)		貸借対照表 (大正四年度末)	
貸借	貸借	貸借	貸借
借方	貸方	借方	貸方
拂込済出資金 二、八〇〇 ^円 準備金 三四 特別積立金 一 合 計 二、八三四	三、六八四 ^円 六四 一 三、七四八	四、四八四 ^円 一三二 一 四、六一六	七、四八八 ^円 四一〇 一三八 八、〇三七
貸付 七、六九七 貸付償還 三、三四二 貸付受入 七、三五五 貯金 一〇、三三八 貯金拂戻 四、七八六 剰餘金 七、六七〇 合 計 二五、一三三・八七三	一一、七三八 六、四七七 一一、六一六 八、六六四 七、一六四 九、一七〇 二六七	一七、四三九 一四、四二二 一五、六三三 一一、四五三 八、六二八 一一、九九五 五五三	一四、六〇〇 九、三九七 二〇、八三五 六、八一六 五、九四四 一二、八六七 八七六
現預金 二二、六四七・七三七 貸付金 一、〇九四・二〇五 現金 三九一・九三一 合 計 二五、一三三・八七三	出資金 一〇、四〇〇・〇〇〇 貯蓄金 一一、二二二・九九〇 準備金 八七〇・四二四 特別積立金 四一六・四九五 本年度剰餘金 一、二三三・九六四 合 計 二五、一三三・八七三	借入金 一〇、四〇〇・〇〇〇 借入金 一一、二二二・九九〇 借入金 八七〇・四二四 借入金 四一六・四九五 借入金 一、二三三・九六四 合 計 二五、一三三・八七三	借入金 一〇、四〇〇・〇〇〇 借入金 一一、二二二・九九〇 借入金 八七〇・四二四 借入金 四一六・四九五 借入金 一、二三三・九六四 合 計 二五、一三三・八七三

無限責任番所信用生産購買販賣組合

佐賀縣小城郡北多久村大字小侍字番所
 明治四十一年十月十一日設立

組合所在地 本組合は小城郡北多久村の僻陬なる字番所の一小部落を區域とし、部落内の總戸數二十五戸あり。

組合の設立 米満鹿太郎外數名は年々衰退する番所の前途を憂ひ、之れが救済策を講じ、先づ番開組なる談話會を設け、會員をして毎月十錢宛の義務貯金を醜集し、一面夜業に繩綯ひを爲さしめ、其所得金を貯蓄し、又相互の智識を交換し力むること十有餘年。遂に産業組合の設立を畫し、前記米満氏等専心其思想を鼓吹し、明治四十一年十月之れが設立を見るに至れり。

組合の經營 組合事務所は組合長の居宅に置き、諸般の經營は組合長自ら之に任じ、諸帳簿の整理は書記之を擔任し、理事又雜務を補佐す。

▲貸付 貸付は無擔保又は有擔保貸付とし、無擔保貸付は保證人二人以上を立たしめ、期限を一ケ年以内にし、利率は年一割二分とせり。用途は肥料及牛馬購入、家屋葺室修繕、耕地整理、土地開墾費、其他産業上必要の資金にして、毎年一月總會の折各自の借入豫算を申出さしめ、信用程度表に據り之れ

を貸付す。

▲貯金 普通、義務、初穂、特別貯金の四種とし、其利率は年七分二厘とす。義務貯金は毎月十錢以上を強制的に貯蓄せしめ、初穂貯金は販賣品の代金の一角を貯蓄せしむ。兩者共に組合の解散迄拂戻をなさざるものとす。特別貯金は預入、拂戻随意にして、貯金吸收の目的を以て之を設け其成績良好なり。又組合設立以前蕃開組當時の貯金は全部各自の貯金として組合に引受けたり。

▲生産 生産部には真綿工場を設置し、組合員全部の共同使用に貸與し、組合員の家族は真綿及胴衣の製造方法を習得し、玉繭屑繭の整理上多大の便益を得つゝあり。又桑葉不足の年に於ける價格の騰貴を防ぎ、且栽培方法の模範を示さん爲め、共同桑園三反歩を所有し組合員に貸與す。而して一般桑葉の相場は年に依りて高下あるも、本組合の桑園より生じたる桑葉は十斤の價額を其年の生繭百匁代金の半額の割合を以て取引し、相場の暴騰暴落には關せざる規約をなす。

▲購買 購買品は産業用品として肥料、農具、蠶具、牛馬等を主とし、日用品としては食鹽、紡績糸等を取扱ふ。而して日用品は毎月一日の集會に於て之れが申込をなさしめ、購入の上各組合員へ賣却することとし、酒は可及的節減をなしつゝあり。

▲販賣 本村にて産出する米麥は勿論雜穀、蠶繭、果實、楮楮、乾草其他の農産物は何品に限らず共同販賣し、各自任意の賣却は之をなさざる規約を勵行せり。又組合の設立せらるゝや一戸に付桑樹一

反歩以上柑橘百本以上其他は適宜に必之れを栽植すべしとの規約を定め、明治四十一年十一月には桑樹は規定以上に其他梨柿等多數の植付をなさしめ、其果實は爾來年々共同販賣に付しつゝあり。又養蠶は春秋の兩度稚蠶の共同飼育をなし、其蠶繭は播落しの儘屑繭を除き共同販賣をなしつゝあり。組合の効果 毎月一日の貯金會に於て諸名士を聘し、精神修養の講話をなし、或は批評會を設けて各自の行爲を矯正し、村民一般に貯蓄思想發達し、貯金額著しく増加し、又生計に餘裕を生じたる爲め家屋、蠶室等を新築する者多し。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四十三年	同 四十四年	大正元年	同 二年	同 三年	同 四年
組合員數	二二三人	二二三人	二二三人	二四一人	二五一人	二五一人
固有資金						
拂込濟出資金	二五八 ^円	三八七 ^円	五一六 ^円	六五〇 ^円	七九八 ^円	九三一 ^円
準備金	六九	九六	一一六	一四九	二二二	二五四
合計	三二七	四八三	六三二	七九九	一、〇一〇	一、一八五
貸付						
貸付債還	一、四〇六	一、五五六	二二六	一、〇三二	五〇〇	九九一
年度末	三、五九	二、四二	一、四九〇	五八三	二六五	六四七
年度末	二、四四二	三、七五七	二、五〇三	二、九五二	三、一八六	三、五三〇

佐賀縣 無限責任番所信用生産購買販賣組合

貯金		受入		貸借	
貯金	受入	貸	借	貸	借
185	206	399,000	1,330,000	1,330,000	877
22	5	3,530,367	2,721,817	2,721,817	690
301	502	650,000	2,100,000	2,100,000	254,634
1,325	1,661	53,730	254,634	254,634	1,056,950
279	657	1,000	1,056,950	1,056,950	2,123
91	81	4,000	2,123	2,123	26,067
		3,043,105	7,726,202	7,726,202	
		7,726,202			

貸借対照表 (大正四年度末)

貸借		貸借	
貸	借	貸	借
399,000	1,330,000	1,330,000	877
3,530,367	2,721,817	2,721,817	690
650,000	2,100,000	2,100,000	254,634
53,730	254,634	254,634	1,056,950
1,000	1,056,950	1,056,950	2,123
4,000	2,123	2,123	26,067
3,043,105	7,726,202	7,726,202	
7,726,202			

有限責任黒肥地村信用購買組合

熊本縣 珠磨郡 黒肥地村
 明治四十年二月五日設立

組合所在地 組合區域は黒肥地村一圓とす。本村は現戸數四百七十餘人口二千五百餘にして何れも農業に従事す。耕地田二百八十餘町、畑二百二十七町、山林三百二十九町、原野六百九十四町なり。

組合の設立 村内の生産は依然として舊態を更めず、社會の進運は村經濟は勿論一家經濟の維持困難を來さしめ、所有の良田圃は年々他町村に流出し、其面積田六十五町三畝に及び、畑雜地の流出も増加するに至れり。時の村長江上氏は深く此狀況を焦憂し救済の策を講じ、遂に産業組合に依るの外無きを認め、信用組合を組織して此の窮狀を救済せんと有志に圖ること再三、懇談漸くにして有志の助力を得て組合員八十四人出資口數百十六口を以て明治四十年組合を設立せり。

組合の經營 事務所を村役場内に置き、村長江上氏は自ら組合長に、助役永田氏は書記に任じ、尙外に書記一名を置く。

▲貯金 貯金に就ては本組合の最も意を注ぐ所にして、一回の預金十錢以上とし、組合員家族の貯金は組合員の名義を以て取扱ふこととし、利率は年八分とす。

熊本縣 有限責任黒肥地村信用購買組合

▲貸付 貸付は用途を精査し信用程度表に依り其金額及方法を定めて貸付す。利率は月利一分とし無擔保貸付は六ヶ月有擔保貸付は一ヶ年とし、共に保證人を立たしめ、返済期限を厳守せしめ、期限を怠る者には百圓に付き金五錢の延滞利子を徴す。

組合の効果 組合設立前にありては中産以下の窮状年と共に其の度を高め、土地兼併も亦盛にして設立當時の高利債は三萬餘圓に及び、戸數減少し、納税滞納者三百餘名に達し、村状慘しむべき状態にありしが、設立後は村勢漸次回復し、舊債は償還せられ、他町村民に移りし土地も再び組合員の所有に歸し、納税滞納者亦其跡を絶ち、貯蓄心を喚起し資金の増殖を來したり。更に組合資金を以て製茶改良の練習所を設け、生徒十名を收容し、當局より技師を聘して練習せしめたるが爲め、製茶改良の一大進歩發展を來し、又農業補習學校の獎勵を力めたる結果農事上の改良見るべきものあるに至れり。

最近六箇年間の事業狀況

種別/年度	明治四十三年	同 四十四年	大正元年	同 二年	同 三年	同 四年
組合員數	四二	九〇	一九六	二二五	二五七	四八〇
固有資金	五二〇	一、一九〇	三、三六〇	四、四一〇	六、二四〇	五、九一〇
拂込濟出資金	六	四一	一四	二二七	三八四	四一五
準備金	六	五	一七	一七	四五	一、二四六
特別積立金	六	四一	一四	二二七	三八四	四一五

事業計		貸付		貯金		購買		利益	
業	計	還	付	受	拂	年	年	年	年
度	末	度	度	度	度	末	末	末	末
五二六	一、二三六	三、三七四	三、六六七	六、六二四	七、一七一	三八一	二、六七五	一、六九五	一七、〇五〇
三九六	一、一三四	三、八〇九	一、九二六	一、九二六	一五、四三一	七七七	三、六二一	一四、八六九	一四、八六九
一四四	五〇一	一四四	八〇九	一、八四四	九五〇	二九	一四四	八〇九	四六九
九、一七九	一一、七三五	一三、二七四	一三、二七四	一、三三七	一、三三七	一、六六四	三、九二七	九、一七九	一、三三七
四四	八三	二六三	四一四	四八七	一、六六一	四四	八三	二六三	四一四

貸借對照表 (大正四年度末)

貸借		借	
種目	方	種目	方
現金	一四、八六九・八五〇	出資金	五、九一〇・〇〇〇
貸付金	一一、四七三	準備金	一、三〇七・七六〇
合計	一四、八九一・三二三	特別積立金	二、五〇七・九九四
		貯蓄金	一、七〇六・一九七
		借入金	一、七九八・四〇〇
		本年度利餘金	一、六六〇・九七二
		合計	一四、八九一・三二三

熊本縣 有限責任肥地村信用購買組合

有限責任仙法志信用購買販賣組合

北海道利尻郡仙波志村

明治四十二年六月十一日設立

組合所在地 當組合區域は仙法志村一圓とす。本村は利尻郡（利尻島）の南部に位し、最不良の港湾にして且交通最も不便の地なり。戸數六百二十九を有し村民は概ね水産業を營む。

組合の設立 本組合設立前は交通不便にして運賃及金利の關係上物價高くして細民困却し、金融の状態順調ならざりき。明治三十五六年頃より貯金會を組織し、毎月一定金額を據金し、入札法により金利最高のもに落札し、資金の融通を計れり。かくて數年を繼續する中金利は益々高騰し、一ヶ月七八歩以上を普通とするに至り、而して又一面に於ては村風善良ならざりしかば、産業組合を設立し購買、販賣の事業により從來の不利を除き、信用事業に依りて金融上の便を得、併せて徳義の上進風俗の改善を圖らんと明治四十二年六月本組合を設立せり。

組合の經營 出資一口の金額は十圓にして其拂込方法は第一回を金三圓とし、其後の拂込は各口に付毎年一圓以上、年々一月末及六月末三圓以上、或は一ヶ年全額拂込との三種あり。而して初年度には全部の拂込を了し、以後組合員の増加と共に出資の拂込頗る順調にあり。

▲貸付 貸付の申込ある時は連帯保證及擔保の方法に依り、信用程度の範圍に於て其の金額を決定し、毎年度一人の貸付最高金額を三百圓とし、利子は年一割八歩とす。用途不明のものは信用評定委員をして調査せしめて貸付し、其程度を超過する者は連帯保證人の信用程度及擔保等を調査し、理事の合議を経て貸付す。地方金利は普通月三歩なるも、漁期に於ては六歩乃至七歩なることあり。而して資金の用途は主に漁業資金に供せられ其他は概ね商業資金なり。

▲貯金 貯金は普通及定期貯金の二種に大別し、定期貯金は更に普通定期貯金、約束貯金及据置貯金の三種とし、据置貯金には出産、入學、結婚、養老、定期年貯金の五種を設く。利率は最高年九歩六厘、普通年六歩とす。

▲販賣 販賣事業は其經營至難なりし爲め屢々定款を變更し、漸く大正三年二月より鯨、昆布、石花菜其他の水産物を取扱へり。鯨は競争入札により販賣の公告をなせしも當年は價格下落し、爲めに入札者少く豫定の價格に達せず。止むを得ず隨意契約を以て地方商人に販賣せり。斯く販賣事業の端緒を得て漸次發展の域に到達しつゝあり。

▲購買 從來地方の特約店より仕入れたるも、大正三年六月富山、伏木間の直通航路開始せしを以て、白米、蕘等の直購入を開始し、頗る有利の状態にあり。又大正四年度より倉庫の完成を告げ、日用品の外漁業用乾蕘繩等の購買を開始したり。主なる取扱物品は白米、精麥、醬油等なり。

組合の効果 購買事業開始以來、組合員は低廉にして且優良なる物品の供給を受け、又地方金利は著しく低落し、貯蓄心は涵養せられ、悪風習は漸次改善するに至れり。從來漁村には仕込と稱する取引あり、親方即資本主より日用品の供給を受け、漁獲物は一切之を資本主に提供し、仕切は常に資本主の掌中にあるを以て、漁業者は不利の位置に立つの状態なりしが、組合設立以來此不利なる仕込關係を脱却し、日用品は組合により其供給を仰ぎ、漁獲物は有利に販賣し、産業及生計上組合の効果尠しとせず。

最近六箇年間の事業状況

種別/年度	明治四十三年	同 四十四年	大正元年	同 二年	同 三年	同 四年
組合員數	四二 _人	九〇 _人	一九六 _人	二二五 _人	二五七 _人	二七七 _人
固有資金						
拂込濟出資金	五二〇 _円	一、一〇〇 _円	三、一五八 _円	四、二二八 _円	五、八六二 _円	六、二四一 _円
準備金	六	一三	一四一	二二六	三八四	五一八
特別積立金		五	一七	一七	四五	九三
合計	五二六	一、二一八	三、三一六	四、四八三	六、二九二	六、八五四
事業						
貸付			五八一	二、六七五	一、六九五	三、三八四
償還			三九六	一、一三四	一、九二六	二、一三〇
年度末			一八五	一、七二六	一、四九五	二、七四八

貯金	受入	支出	貸付	借入	貸借
貯金	一	一	一	一	一
年度末	一	一	一	一	一
販賣額					
購買額	一、六一一				
剩餘金	四四	一一一			
貸借					
出資					
貯蓄					
準備					
特別積立					
借入金					
剩餘金					
合計	九、一五二	一一、六四六	一四、三六八	一一、一四四	三六〇

貸借對照表 (大正三年度末)

種目	金額	種目	金額
拂込未濟出資金	三七七・七九三	出資	五、六二四・〇〇〇
貸付金	一、四九五・〇〇〇	貯蓄	一、五〇八・〇五七
預金	六七・六二〇	準備	三一四・四四七
購買品	一、五四六・八二〇	特別積立	四〇・九三八
賣却代金未收利息	一四二・七八〇	借入金	一、〇五〇・〇〇〇
販賣品未收利息	三、二五八・一八〇	剩餘金	四八七・一三八
貸付金未收利息	七六・二五〇		
什器	一八・一四〇		
有價証券	四〇〇・〇〇〇		
建物	一、九二九・二〇〇		
現金	四〇二・七九七		
合計	九、七一五・五八〇		

北海道 有限責任仙法志信用購買販賣組合

大正五年六月八日印刷
大正五年六月十日發行

定價四十五錢

郵稅八錢

編輯者 產業組合中央會

東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行者 櫻田由平

東京市京橋區新榮町一丁目廿一番地

印刷者 佐藤保太郎

東京市京橋區新榮町一丁目廿一番地

印刷所 文祥堂印刷所

東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所 產業組合中央會

電話本局三五三一
振替貯金口座東京四七二四



不許複製

中央會出版圖書目錄

書目	賣價	會員に限り	送料
産業組合關係法規	金貳拾錢	金拾八錢	金貳錢
簿記の原理及其應用	金貳拾六錢	金貳拾貳錢	金四錢
産業組合記帳の棗	金拾錢	金八錢	金貳錢
組合員の心得	金貳拾錢	金拾八錢	金四錢
全國産業組合一覽	金壹圓	金五拾錢	金六錢
産業組合教科書	金貳拾錢	金拾八錢	金四錢
産業組合登記申請書式	金拾錢	金九錢	金貳錢
第一、二次表彰組合	金四拾貳錢	金參拾七錢	金八錢
第三、四次表彰組合	各冊金四拾五錢	各冊金四拾錢	各冊金八錢
特別表彰産業組合(四次)	金八錢	金六錢	金貳錢
特別表彰産業組合(一次、二次、三次)	金拾錢	金八錢	金貳錢
市街地信用組合實例	金拾五錢	金拾參錢	金貳錢
貯金の目録	金參錢	金參錢	金貳錢

終

